

建設コンサルタント業務委託の入札に係る調査基準価格及び 最低制限価格の公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入札の過程の透明性を確保することを目的として、茨城県土木部が茨城県建設コンサルタント業務執行規則に基づき執行した建設コンサルタント業務の競争入札において土木部建設コンサルタント業務等委託業務低入札価格調査試行要領に基づき設定した調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び土木部建設コンサルタント業務委託の最低制限価格決定等に係る事務処理要領に基づき設定した最低制限価格（以下「最低制限価格」という。）の公表を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 この要領に基づき公表を行う事項は、調査基準価格を設定した場合は調査基準価格、最低制限価格を設定した場合は最低制限価格とする。

2 契約締結に至らなかった競争入札に係るものについては、本要領に基づく公表の対象外とする。

(公表の方法)

第3条 この要領に基づく公表は、閲覧による方法によるものとする。

2 前項の閲覧の場所は、当該入札を執行した機関（以下「発注機関」という。）とする。

(公表期間等)

第4条 この要領に基づき公表を行う期間は、当該競争入札の結果、落札者となった者と契約を締結した日の翌日から30日後（茨城県の休日を守る条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）までの期間とする。

2 前項に定める期間（休日を除く。）において公表を行う時間は、午前8時30分から午前11時45分まで及び午後1時から午後5時までとする。

(閲覧用書類の作成等)

第5条 発注機関の長は、この要領に基づく公表に対応するため、様式第1号により閲覧用書類を作成するものとする。

2 前項により作成した閲覧用書類は、発注機関において備え置くものとする。

(公表に係る手続き)

第6条 この要領に基づき閲覧を求められた場合は、様式第2号の閲覧者名簿に必要事項を記載させたうえ、第5条第1項により作成した閲覧用書類を閲覧させるものとする。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

様式第 1 号

No. _____

閱 覧 資 料

工事番号	
業 務 名	
最低制限価格（税抜）	円
調査基準価格（税抜）	円

閲覧期限： _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

